

8 自治会の法人化（地縁による団体の認可）について

（１）目 的

この制度は、自治会等を法人化することによって、所有する不動産を自治会等の名義で登記するために設けられた制度です。平成３年４月に地方自治法が改正され、この制度が始まりましたが、この背景には、自治会館敷地の名義変更や相続に伴うトラブルが生じてきたことがあるようです。自治会等を法人化するには、法に基づいて地縁による団体として市の認可を受けなければなりません。令和３年度より、自治会等が不動産を現に保有していること、または保有する予定がなくても認可することが可能となりました。

（２）地縁による団体の定義

地縁による団体とは「町または字の区域、その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」です。つまり、自治会等のことです。

（３）認可のための４つの要件

<要件１>

地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な協働活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることを認められること。

総会資料（事業報告書、予算決算、事業計画）で確認することとなります。

<要件２>

地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

<要件３>

区域に住所を有する全ての個人が構成員となれる旨が規約に定められていること、及びその相当数の者が現に構成員となっていること。

自治会等の加入者全員の名簿を提出して頂きます。地区内の過半数の者が加入していることが条件です。

<要件４>

次の８つの項目を規定した規約を整備していること。

①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項

（４）認可地縁団体の手続きについて

認可を受ける場合の手続きについては、地域コミュニティ課（☎６５－１２１８）までお問い合わせください。

（５）認可後の手続きについて

地縁団体の規約は、市町村長の認可を要することになっており、規約の改正を行った際にも規約変更申請が必要になります。

また、認可を受けた後は、告示事項（名称、目的、事務所、代表者の氏名又は住所）に変更があった場合には、告示事項の変更届出が必要になります。

手続きについては、地域コミュニティ課までお問い合わせください。

ア 規約変更認可申請

地縁団体の規約の変更は、総会で議決した上で、市町村長の認可を受ける必要があります。規約変更認可申請の手続きについては、地域コミュニティ課までお問い合わせください。

なお、規約に含まれる告示事項（名称、目的、事務所）を改正した場合は、告示事項の変更届出も行う必要があります。

イ 告示事項の変更届出

告示事項（名称、目的、事務所、代表者の氏名又は住所）の変更は、総会で議決した後に届出が必要です。手続きについては、地域コミュニティ課までお問い合わせください。

なお、告示事項のうち名称、目的、事務所については、規約にも含まれる内容であることから、総会では規約変更も必要になります。

